

兵庫県公報

令和元年9月24日 火曜日 第43号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 地方卸売市場における卸売業務の許可（消費流通課）	1
○ 土地改良区の設立認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 土地改良区役員の住所変更の届出（同）	2
○ 県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 県営土地改良事業の工事の完了（同）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	4
○ 都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課）	5
○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（同）	5
○ 土地区画整理組合の定款の変更認可（市街地整備課）	5
○ 道路の位置指定（淡路県民局）	5
公 告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	6
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	7
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	10
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	24
○ 入札公告（県立障害者高等技術専門学院）	24
収用委員会告示	
○ 収用の裁決手続開始決定	27

告 示

兵庫県告示第412号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の規定により、次のとおり地方卸売市場における卸売業務を許可することとした。

令和元年9月24日

兵庫県知事 井戸敏三

地方卸売市場の名称	地方卸売市場の所在地	卸売業者の名称	取扱品目	許可年月日
尼崎市公設地方卸売市場	尼崎市潮江4丁目4番1号	株式会社一光園	水産物	令和元年10月1日

~~~~~

**兵庫県告示第413号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第8条第1項の規定により、次の土地改良区の設立認可申請については、令和元年9月10日に適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して申し出ることができる。

令和元年9月24日

兵庫県知事 井戸敏三

| 土地改良区の名称  | 事業名                       | 地区名    | 縦覧の期間                     | 縦覧の場所          |
|-----------|---------------------------|--------|---------------------------|----------------|
| 太市西部土地改良区 | 県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業 | 太市西部地区 | 令和元年9月24日から<br>同年10月15日まで | 姫路市役所<br>太子町役場 |



**兵庫県告示第414号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第8条第1項の規定により、次の土地改良区の設立認可申請については、令和元年9月10日に適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して申し出ることができる。

令和元年9月24日

兵庫県知事 井戸敏三

| 土地改良区の名称 | 事業名                       | 地区名   | 縦覧の期間                     | 縦覧の場所 |
|----------|---------------------------|-------|---------------------------|-------|
| 下新庄土地改良区 | 県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業 | 下新庄地区 | 令和元年9月24日から<br>同年10月15日まで | 丹波市役所 |



**兵庫県告示第415号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の住所変更の届出があった。

令和元年9月24日

兵庫県知事 井戸敏三

**栗柄土地改良区**

| 役員の区分 | 氏名   | 旧住所                        | 新住所           |
|-------|------|----------------------------|---------------|
| 理事    | 石田勝久 | 京都府宇治市五ヶ庄官有地<br>京大職員宿舍234号 | 丹波篠山市栗柄732番地1 |



**兵庫県告示第416号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急耐震工事計画を令和元年9月10日に定めたので、緊急耐震工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った

日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和元年9月24日

兵庫県知事 井戸敏三

| 事業名        | 地区名   | 縦覧の期間                     | 縦覧の場所       |
|------------|-------|---------------------------|-------------|
| 農村地域防災減災事業 | 西谷池地区 | 令和元年9月24日から<br>同年10月15日まで | 神戸市<br>北区役所 |



**兵庫県告示第417号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業の工事は、完了した。

令和元年9月24日

兵庫県知事 井戸敏三

| 事業名        | 地区名<br>(工区名)  | 地域名         | 工事着手<br>年月日 | 工事完了<br>年月日 | 備考<br>(事業内容) |
|------------|---------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| ため池等整備事業   | 松尾ヶ谷中池地区      | 神戸市西区榎谷町寺谷  | 平成22.10.8   | 平成30.3.20   |              |
| 農村災害対策整備事業 | 神戸北地区<br>(皿池) | 同 市北区山田町福地  | 平成28.4.28   | 平成30.3.9    |              |
| 農村地域防災減災事業 | 濁池地区          | 同 市北区八多町附物  | 平成29.3.22   | 平成30.3.9    |              |
| 同上         | 清水谷池地区        | 同 市西区押部谷町高和 | 平成29.3.22   | 平成31.2.21   |              |



**兵庫県告示第418号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年9月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和元年9月1日から同年12月25日まで
- 3 作業地域  
福崎町田口地内



**兵庫県告示第419号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年9月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和元年8月19日から同年11月30日まで
- 3 作業地域  
洲本市宇山地内

~~~~~  
兵庫県告示第420号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年9月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年8月30日から同年11月30日まで
- 3 作業地域
淡路市岩屋地内

~~~~~  
**兵庫県告示第421号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南あわじ市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年9月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（航空写真撮影（地図情報レベル500））
- 2 作業期間  
令和元年9月6日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域  
南あわじ市全域

~~~~~  
兵庫県告示第422号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和元年9月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間
平成31年3月25日から令和元年8月23日まで
- 3 作業地域
宍粟市一宮町深河谷地内

~~~~~  
**兵庫県告示第423号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和元年9月24日から供用を開始する。

その関係図面は、令和元年9月24日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月24日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                             |    |                  |              |    |
|--------------|-----------------------------------|----|------------------|--------------|----|
|              | 区間                                | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>西田原姫路線 | 姫路市砥堀字荒砂838番4から<br>同市砥堀字荒砂835番8まで | 旧  | 10.0から<br>24.0まで | 93.0         |    |
|              |                                   | 新  | 15.0から<br>29.0まで | 93.0         |    |



**兵庫県告示第424号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和元年9月24日

兵庫県知事 井戸敏三

| 市町の名称 | 都市計画の種類        | 都市計画の名称           |
|-------|----------------|-------------------|
| 神戸市   | 神戸国際港都建設計画地区計画 | 大倉山公園西・高度医療地区地区計画 |



**兵庫県告示第425号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和元年9月24日

兵庫県知事 井戸敏三

| 市町の名称 | 都市計画の種類        | 都市計画の名称 |
|-------|----------------|---------|
| 神戸市   | 神戸国際港都建設計画臨港地区 | 神戸港臨港地区 |



**兵庫県告示第426号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、赤穂市野中・砂子土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和元年9月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日  
 組合の名称 赤穂市野中・砂子土地区画整理組合  
 事務所の所在地 赤穂市加里屋81番地（赤穂市役所内）  
 設立認可の年月日 平成17年2月2日
- 2 変更認可の年月日  
 令和元年9月24日



**兵庫県告示第427号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和元年9月24日

兵庫県知事 井戸敏三

| 指定番号              | 指定年月日<br>(令和年月日) | 位置                         | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|----------------------------|--------------|--------------|
| 第R01淡路位置<br>0009号 | 1.9.10           | 南あわじ市八木鳥井字鳥井原508番、510番1の一部 | 4.10         | 20.08        |

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和元年9月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 入札に付する県有地  
売払物件

| 物件<br>番号 | 所在地                | 面積 (㎡)   | 地目 |
|----------|--------------------|----------|----|
| 6        | 神戸市垂水区青山台五丁目1077番4 | 3,112.69 | 宅地 |

- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があつた後、2年間を経過しない者  
 なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
 ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
 イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
 ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者  
 エ アからウまでのいずれかに該当する事実があつた後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者

する者

(10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員

3 契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

(1) 配布場所及び申込場所

前記3に同じ。

(2) 配布期間及び申込期間

令和元年9月24日（火）から同年10月29日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 入札の場所及び日時

(1) 物件番号6

ア 場所

神戸市中央区山本通4-22-15

兵庫県立のじぎく会館多目的室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

令和元年10月31日（木）午後2時から

6 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

(2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。

7 入札に関する条件

(1) 入札書を所定の日時までに提出していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

(6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。

(7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

(8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班

電話 (078) 341-7711 内線2550・2551



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年9月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----|-----------|---------------------|
|     |           |                     |

|                           |                      |         |
|---------------------------|----------------------|---------|
| 赤崎(1) I-2<br>(141010259)  | 美方郡新温泉町赤崎 (別図1のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 和田 I-2<br>(141010260)     | 美方郡新温泉町和田 (別図2のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 久谷(2) I-2<br>(141010261)  | 美方郡新温泉町久谷 (別図3のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 久斗山(1) I-2<br>(141010262) | 美方郡新温泉町久斗山 (別図4のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 田井(1) I-2<br>(141010263)  | 美方郡新温泉町田井 (別図5のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 指杭(2) I-2<br>(141010264)  | 美方郡新温泉町指杭 (別図6のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 指杭(2) I-3<br>(141010265)  | 美方郡新温泉町指杭 (別図7のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 指杭(2) I-4<br>(141010266)  | 美方郡新温泉町指杭 (別図8のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 七釜(2) I-2<br>(141010267)  | 美方郡新温泉町七釜 (別図9のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 三谷緑町 I-2<br>(141010268)   | 美方郡新温泉町三谷 (別図10のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 奥町 I-2<br>(141010269)     | 美方郡新温泉町諸寄 (別図11のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 向町 I-2<br>(141010271)     | 美方郡新温泉町居組 (別図12のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 居組 I-2<br>(141010272)     | 美方郡新温泉町居組 (別図13のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 諸寄① I-2<br>(141010273)    | 美方郡新温泉町諸寄 (別図14のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 三尾③ I-2<br>(141010274)    | 美方郡新温泉町三尾 (別図15のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 赤崎(6) II-2<br>(141010275) | 美方郡新温泉町赤崎 (別図16のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 久谷(6) II-2<br>(141010276) | 美方郡新温泉町久谷 (別図17のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 和田(13)-2<br>(141010277)   | 美方郡新温泉町和田 (別図18のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |

(別図1から別図18までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和元年10月2日(水)から同月16日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所及び新温泉町役場



## 4 意見書に関する事項

## (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

## (2) 提出先

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所河川砂防課

〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522—4

## (3) 提出期限

令和元年10月16日（水）まで（当日消印有効）

## (4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和元年12月16日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成19年兵庫県告示第838号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年9月24日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 改正しようとする区域の案

赤崎(1) I (141010005) の項中別図5、和田 I (141010007) の項中別図7、久谷(2) I (141010009) の項中別図9、正法庵(2)① I (141010011) の項中別図11、久斗山(1) I (141010013) の項中別図13、田井(1) I (141010019) の項中別図19、指杭(2) I (141010023) の項中別図23、七釜(1) I (141010026) の項中別図26、七釜(2) I (141010027) の項中別図27、新市 I (141010028) の項中別図28、三谷緑町 I (141010034) の項中別図34、奥町 I (141010040) の項中別図40、向町 I (141010045) の項中別図45、居組 I (141010046) の項中別図46、諸寄① I (141010048) の項中別図48、三尾③ I (141010051) の項中別図51、久斗山(3)② I (141010052) の項中別図52、七釜(4) I (141010070) の項中別図70、三尾(3) I (141010075) の項中別図75、二日市(3) II (141010104) の項中別図104、二日市(4) II (141010105) の項中別図105、赤崎(6) II (141010114) の項中別図114、久谷(6) II (141010122) の項中別図122、境(2) II (141010126) の項中別図126、境大味(2) II (141010133) の項中別図133、境中小屋(1) II (141010134) の項中別図134、赤崎(10) III (141010154) の項中別図154、大味谷川 II (241010023) の項中別図184、正法庵川 I (241010028) の項中別図189、下住川 I (241010037) の項中別図198を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

## 2 改正の案の閲覧期間

令和元年10月2日（水）から同月16日（水）まで

## 3 改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所及び新温泉町役場

## 4 意見書に関する事項

## (1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

## (2) 提出先

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所河川砂防課

〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522—4

## (3) 提出期限

令和元年10月16日（水）まで（当日消印有効）

## (4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和元年12月16日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成27年兵庫県告示第235号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年9月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

対田(7) (141010219) の項中別図167、和田(13) (141010238) の項中別図186、久斗山(10) (141010256) の項中別図204、釜屋(1) (241010055) の項中別図207を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和元年10月2日（水）から同月16日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所及び新温泉町役場

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所河川砂防課

〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522-4

(3) 提出期限

令和元年10月16日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和元年12月16日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年9月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                     | 指 定 の 区 域          | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------------------------|--------------------|---------------------|-------------------------------|
| 三尾① I<br>(141010001)    | 美方郡新温泉町三尾（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 三尾(2) I<br>(141010002)  | 美方郡新温泉町三尾（別図2のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 小三尾(2) I<br>(141010004) | 美方郡新温泉町三尾（別図3のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |

|                            |                          |         |          |
|----------------------------|--------------------------|---------|----------|
| 赤崎(1) I<br>(141010005)     | 美方郡新温泉町赤崎(別図4<br>のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図4のとおり  |
| 下住川 I<br>(141010006)       | 美方郡新温泉町和田(別図5<br>のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図5のとおり  |
| 和田 I<br>(141010007)        | 美方郡新温泉町和田(別図6<br>のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図6のとおり  |
| 久谷(1) I<br>(141010008)     | 美方郡新温泉町久谷(別図7<br>のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図7のとおり  |
| 久谷(2) I<br>(141010009)     | 美方郡新温泉町久谷(別図8<br>のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり  |
| 久斗山(10) III<br>(141010010) | 美方郡新温泉町久斗山(別図<br>9のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり  |
| 正法庵(2)① I<br>(141010011)   | 美方郡新温泉町正法庵(別図<br>10のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 藤尾 I<br>(141010012)        | 美方郡新温泉町藤尾(別図11<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 久斗山(1) I<br>(141010013)    | 美方郡新温泉町久斗山(別図<br>12のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 久斗山(2)① I<br>(141010014)   | 美方郡新温泉町久斗山(別図<br>13のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 久斗山(3)① I<br>(141010015)   | 美方郡新温泉町久斗山(別図<br>14のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 本谷 I<br>(141010016)        | 美方郡新温泉町久斗山(別図<br>15のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 赤崎(2) I<br>(141010017)     | 美方郡新温泉町赤崎(別図16<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 赤崎(3) I<br>(141010018)     | 美方郡新温泉町赤崎(別図17<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 田井(1) I<br>(141010019)     | 美方郡新温泉町田井(別図18<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 田井(2) I<br>(141010020)     | 美方郡新温泉町田井(別図19<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 田井(3) I<br>(141010021)     | 美方郡新温泉町田井(別図20<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 指杭(2) I<br>(141010023)     | 美方郡新温泉町指杭(別図21<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 対田(2) I<br>(141010024)     | 美方郡新温泉町対田(別図22<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |

|                            |                         |         |          |
|----------------------------|-------------------------|---------|----------|
| 七釜(1) I<br>(141010026)     | 美方郡新温泉町七釜(別図23<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 七釜(2) I<br>(141010027)     | 美方郡新温泉町七釜(別図24<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 新市 I<br>(141010028)        | 美方郡新温泉町新市(別図25<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 古市 I<br>(141010029)        | 美方郡新温泉町古市(別図26<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 用土 I<br>(141010030)        | 美方郡新温泉町用土(別図27<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 田君 I<br>(141010031)        | 美方郡新温泉町田君(別図28<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 三谷(1) I<br>(141010032)     | 美方郡新温泉町三谷(別図29<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 三谷(2) I<br>(141010033)     | 美方郡新温泉町三谷(別図30<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 三谷緑町 I<br>(141010034)      | 美方郡新温泉町三谷(別図31<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 浜坂宇都野町(1) I<br>(141010035) | 美方郡新温泉町浜坂(別図32<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 浜坂宇都野町(2) I<br>(141010036) | 美方郡新温泉町浜坂(別図33<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 諸寄静岡中町 I<br>(141010038)    | 美方郡新温泉町諸寄(別図34<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 諸寄奥町 I<br>(141010039)      | 美方郡新温泉町諸寄(別図35<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 奥町 I<br>(141010040)        | 美方郡新温泉町諸寄(別図36<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |
| 釜屋(2) I<br>(141010042)     | 美方郡新温泉町釜屋(別図37<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図37のとおり |
| 居組(2)① I<br>(141010044)    | 美方郡新温泉町居組(別図38<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図38のとおり |
| 向町 I<br>(141010045)        | 美方郡新温泉町居組(別図39<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図39のとおり |
| 居組 I<br>(141010046)        | 美方郡新温泉町居組(別図40<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図40のとおり |
| 居組(2)② I<br>(141010047)    | 美方郡新温泉町居組(別図41<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図41のとおり |

|                          |                           |         |          |
|--------------------------|---------------------------|---------|----------|
| 諸寄① I<br>(141010048)     | 美方郡新温泉町諸寄 (別図42<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図42のとおり |
| 三尾② I<br>(141010050)     | 美方郡新温泉町三尾 (別図43<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図43のとおり |
| 三尾③ I<br>(141010051)     | 美方郡新温泉町三尾 (別図44<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図44のとおり |
| 久斗山(3)② I<br>(141010052) | 美方郡新温泉町久斗山 (別図<br>45のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図45のとおり |
| 諸寄(2) I<br>(141010054)   | 美方郡新温泉町諸寄 (別図46<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図46のとおり |
| 諸寄(4) I<br>(141010056)   | 美方郡新温泉町諸寄 (別図47<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図47のとおり |
| 諸寄(5) I<br>(141010057)   | 美方郡新温泉町諸寄 (別図48<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図48のとおり |
| 芦屋(1) I<br>(141010058)   | 美方郡新温泉町芦屋 (別図49<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図49のとおり |
| 浜坂(1) I<br>(141010061)   | 美方郡新温泉町浜坂 (別図50<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図50のとおり |
| 三谷(3) I<br>(141010062)   | 美方郡新温泉町三谷 (別図51<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図51のとおり |
| 三谷(5) I<br>(141010064)   | 美方郡新温泉町三谷 (別図52<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図52のとおり |
| 三谷(6) I<br>(141010065)   | 美方郡新温泉町三谷 (別図53<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図53のとおり |
| 田君(2) I<br>(141010066)   | 美方郡新温泉町田君 (別図54<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図54のとおり |
| 指杭(3) I<br>(141010067)   | 美方郡新温泉町指杭 (別図55<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図55のとおり |
| 二日市(2) I<br>(141010068)  | 美方郡新温泉町二日市 (別図<br>56のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図56のとおり |
| 七釜(3) I<br>(141010069)   | 美方郡新温泉町七釜 (別図57<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図57のとおり |
| 七釜(4) I<br>(141010070)   | 美方郡新温泉町七釜 (別図58<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図58のとおり |
| 用土(2) I<br>(141010071)   | 美方郡新温泉町用土 (別図59<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図59のとおり |
| 高末(1) I<br>(141010072)   | 美方郡新温泉町高末 (別図60<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図60のとおり |

|                         |                          |         |          |
|-------------------------|--------------------------|---------|----------|
| 高末(2) I<br>(141010073)  | 美方郡新温泉町高末(別図61<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図61のとおり |
| 高末(3) I<br>(141010074)  | 美方郡新温泉町高末(別図62<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図62のとおり |
| 三尾(3) I<br>(141010075)  | 美方郡新温泉町三尾(別図63<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図63のとおり |
| 和田(2) I<br>(141010076)  | 美方郡新温泉町和田(別図64<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図64のとおり |
| 久斗山(4) I<br>(141010078) | 美方郡新温泉町久斗山(別図<br>65のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図65のとおり |
| 境(1) I<br>(141010079)   | 美方郡新温泉町境(別図66の<br>とおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図66のとおり |
| 居組(4) II<br>(141010081) | 美方郡新温泉町居組(別図67<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図67のとおり |
| 居組(5) II<br>(141010082) | 美方郡新温泉町居組(別図68<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図68のとおり |
| 居組(6) II<br>(141010083) | 美方郡新温泉町居組(別図69<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図69のとおり |
| 居組(7) II<br>(141010084) | 美方郡新温泉町居組(別図70<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図70のとおり |
| 釜屋(3) II<br>(141010085) | 美方郡新温泉町釜屋(別図71<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図71のとおり |
| 諸寄(6) II<br>(141010086) | 美方郡新温泉町諸寄(別図72<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図72のとおり |
| 諸寄(7) II<br>(141010087) | 美方郡新温泉町諸寄(別図73<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図73のとおり |
| 諸寄(8) II<br>(141010088) | 美方郡新温泉町諸寄(別図74<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図74のとおり |
| 芦屋(4) II<br>(141010091) | 美方郡新温泉町芦屋(別図75<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図75のとおり |
| 芦屋(5) II<br>(141010092) | 美方郡新温泉町芦屋(別図76<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図76のとおり |
| 浜坂(2) II<br>(141010093) | 美方郡新温泉町浜坂(別図77<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図77のとおり |
| 浜坂(3) II<br>(141010094) | 美方郡新温泉町浜坂(別図78<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図78のとおり |
| 清富(2) II<br>(141010096) | 美方郡新温泉町清富(別図79<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図79のとおり |

|                        |                          |         |          |
|------------------------|--------------------------|---------|----------|
| 三谷(7)Ⅱ<br>(141010097)  | 美方郡新温泉町三谷(別図80<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図80のとおり |
| 三谷(8)Ⅱ<br>(141010098)  | 美方郡新温泉町三谷(別図81<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図81のとおり |
| 古市(2)Ⅱ<br>(141010099)  | 美方郡新温泉町古市(別図82<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図82のとおり |
| 古市(3)Ⅱ<br>(141010100)  | 美方郡新温泉町古市(別図83<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図83のとおり |
| 古市(4)Ⅱ<br>(141010101)  | 美方郡新温泉町古市(別図84<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図84のとおり |
| 指杭(4)Ⅱ<br>(141010102)  | 美方郡新温泉町指杭(別図85<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図85のとおり |
| 指杭(5)Ⅱ<br>(141010103)  | 美方郡新温泉町指杭(別図86<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図86のとおり |
| 二日市(3)Ⅱ<br>(141010104) | 美方郡新温泉町二日市(別図<br>87のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図87のとおり |
| 二日市(4)Ⅱ<br>(141010105) | 美方郡新温泉町二日市(別図<br>88のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図88のとおり |
| 二日市(5)Ⅱ<br>(141010106) | 美方郡新温泉町二日市(別図<br>89のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図89のとおり |
| 田井(4)Ⅱ<br>(141010107)  | 美方郡新温泉町田井(別図90<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図90のとおり |
| 田井(5)Ⅱ<br>(141010108)  | 美方郡新温泉町田井(別図91<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図91のとおり |
| 対田(1)Ⅱ<br>(141010109)  | 美方郡新温泉町対田(別図92<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図92のとおり |
| 対田(3)Ⅱ<br>(141010110)  | 美方郡新温泉町対田(別図93<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図93のとおり |
| 対田(4)Ⅱ<br>(141010111)  | 美方郡新温泉町対田(別図94<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図94のとおり |
| 赤崎(4)Ⅱ<br>(141010112)  | 美方郡新温泉町赤崎(別図95<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図95のとおり |
| 赤崎(5)Ⅱ<br>(141010113)  | 美方郡新温泉町赤崎(別図96<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図96のとおり |
| 赤崎(6)Ⅱ<br>(141010114)  | 美方郡新温泉町赤崎(別図97<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図97のとおり |
| 赤崎(7)Ⅱ<br>(141010115)  | 美方郡新温泉町赤崎(別図98<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図98のとおり |

|                         |                           |         |           |
|-------------------------|---------------------------|---------|-----------|
| 高末(4)Ⅱ<br>(141010116)   | 美方郡新温泉町高末(別図99<br>のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図99のとおり  |
| 正法庵(2)②Ⅱ<br>(141010117) | 美方郡新温泉町正法庵(別図<br>100のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図100のとおり |
| 和田(3)Ⅱ<br>(141010118)   | 美方郡新温泉町和田(別図<br>101のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図101のとおり |
| 和田(4)Ⅱ<br>(141010119)   | 美方郡新温泉町和田(別図<br>102のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図102のとおり |
| 久谷(4)Ⅱ<br>(141010120)   | 美方郡新温泉町久谷(別図<br>103のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図103のとおり |
| 久谷(6)Ⅱ<br>(141010122)   | 美方郡新温泉町久谷(別図<br>104のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図104のとおり |
| 辺地Ⅱ<br>(141010123)      | 美方郡新温泉町辺地(別図<br>105のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図105のとおり |
| 藤尾(2)Ⅱ<br>(141010124)   | 美方郡新温泉町藤尾(別図<br>106のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図106のとおり |
| 藤尾(3)Ⅱ<br>(141010125)   | 美方郡新温泉町藤尾(別図<br>107のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図107のとおり |
| 境(2)Ⅱ<br>(141010126)    | 美方郡新温泉町境(別図108<br>のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図108のとおり |
| 境(3)Ⅱ<br>(141010127)    | 美方郡新温泉町境(別図109<br>のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図109のとおり |
| 久斗山(5)Ⅱ<br>(141010129)  | 美方郡新温泉町久斗山(別図<br>110のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図110のとおり |
| 久斗山(6)Ⅱ<br>(141010130)  | 美方郡新温泉町久斗山(別図<br>111のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図111のとおり |
| 久斗山(7)Ⅱ<br>(141010131)  | 美方郡新温泉町久斗山(別図<br>112のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図112のとおり |
| 境大味(1)Ⅱ<br>(141010132)  | 美方郡新温泉町境(別図113<br>のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図113のとおり |
| 境大味(2)Ⅱ<br>(141010133)  | 美方郡新温泉町境(別図114<br>のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図114のとおり |
| 境中小屋(1)Ⅱ<br>(141010134) | 美方郡新温泉町境(別図115<br>のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図115のとおり |
| 境中小屋(2)Ⅱ<br>(141010135) | 美方郡新温泉町境(別図116<br>のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図116のとおり |
| 赤崎(8)Ⅱ<br>(141010136)   | 美方郡新温泉町赤崎(別図<br>117のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図117のとおり |



|                        |                       |         |           |
|------------------------|-----------------------|---------|-----------|
| 諸寄(11)Ⅲ<br>(141010137) | 美方郡新温泉町諸寄(別図118のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図118のとおり |
| 諸寄(12)Ⅲ<br>(141010138) | 美方郡新温泉町諸寄(別図119のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図119のとおり |
| 芦屋(6)Ⅲ<br>(141010139)  | 美方郡新温泉町芦屋(別図120のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図120のとおり |
| 芦屋(7)Ⅲ<br>(141010140)  | 美方郡新温泉町芦屋(別図121のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図121のとおり |
| 清富(3)Ⅲ<br>(141010141)  | 美方郡新温泉町清富(別図122のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図122のとおり |
| 清富(4)Ⅲ<br>(141010142)  | 美方郡新温泉町清富(別図123のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図123のとおり |
| 清富(5)Ⅲ<br>(141010143)  | 美方郡新温泉町清富(別図124のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図124のとおり |
| 三谷(9)Ⅲ<br>(141010144)  | 美方郡新温泉町三谷(別図125のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図125のとおり |
| 三谷(10)Ⅲ<br>(141010145) | 美方郡新温泉町三谷(別図126のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図126のとおり |
| 栃谷Ⅲ<br>(141010146)     | 美方郡新温泉町栃谷(別図127のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図127のとおり |
| 指杭(6)Ⅲ<br>(141010147)  | 美方郡新温泉町指杭(別図128のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図128のとおり |
| 二日市(6)Ⅲ<br>(141010148) | 美方郡新温泉町二日市(別図129のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図129のとおり |
| 二日市(7)Ⅲ<br>(141010149) | 美方郡新温泉町二日市(別図130のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図130のとおり |
| 田井(6)Ⅲ<br>(141010150)  | 美方郡新温泉町田井(別図131のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図131のとおり |
| 田井(7)Ⅲ<br>(141010151)  | 美方郡新温泉町田井(別図132のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図132のとおり |
| 赤崎(8)Ⅲ<br>(141010152)  | 美方郡新温泉町赤崎(別図133のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図133のとおり |
| 赤崎(9)Ⅲ<br>(141010153)  | 美方郡新温泉町赤崎(別図134のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図134のとおり |
| 赤崎(10)Ⅲ<br>(141010154) | 美方郡新温泉町赤崎(別図135のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図135のとおり |
| 高末(5)Ⅲ<br>(141010155)  | 美方郡新温泉町高末(別図136のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図136のとおり |

|                        |                       |         |           |
|------------------------|-----------------------|---------|-----------|
| 和田(5)Ⅲ<br>(141010156)  | 美方郡新温泉町和田(別図137のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図137のとおり |
| 和田(6)Ⅲ<br>(141010157)  | 美方郡新温泉町和田(別図138のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図138のとおり |
| 藤尾(4)Ⅲ<br>(141010158)  | 美方郡新温泉町藤尾(別図139のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図139のとおり |
| 藤尾(5)Ⅲ<br>(141010159)  | 美方郡新温泉町藤尾(別図140のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図140のとおり |
| 久斗山(8)Ⅲ<br>(141010160) | 美方郡新温泉町久斗山(別図141のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図141のとおり |
| 久斗山(9)Ⅲ<br>(141010161) | 美方郡新温泉町久斗山(別図142のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図142のとおり |
| 居組(8)<br>(141010162)   | 美方郡新温泉町居組(別図143のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図143のとおり |
| 居組(9)<br>(141010163)   | 美方郡新温泉町居組(別図144のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図144のとおり |
| 居組(10)<br>(141010164)  | 美方郡新温泉町居組(別図145のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図145のとおり |
| 居組(11)<br>(141010165)  | 美方郡新温泉町居組(別図146のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図146のとおり |
| 居組(13)<br>(141010167)  | 美方郡新温泉町居組(別図147のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図147のとおり |
| 諸寄(14)<br>(141010169)  | 美方郡新温泉町諸寄(別図148のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図148のとおり |
| 諸寄(15)<br>(141010170)  | 美方郡新温泉町諸寄(別図149のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図149のとおり |
| 諸寄(16)<br>(141010171)  | 美方郡新温泉町諸寄(別図150のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図150のとおり |
| 諸寄(17)<br>(141010172)  | 美方郡新温泉町諸寄(別図151のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図151のとおり |
| 諸寄(18)<br>(141010173)  | 美方郡新温泉町諸寄(別図152のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図152のとおり |
| 芦屋(8)<br>(141010174)   | 美方郡新温泉町芦屋(別図153のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図153のとおり |
| 芦屋(9)<br>(141010175)   | 美方郡新温泉町芦屋(別図154のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図154のとおり |
| 諸寄(19)<br>(141010176)  | 美方郡新温泉町諸寄(別図155のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図155のとおり |

|                       |                      |         |           |
|-----------------------|----------------------|---------|-----------|
| 諸寄(22)<br>(141010179) | 美方郡新温泉町諸寄(別図156のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図156のとおり |
| 諸寄(23)<br>(141010180) | 美方郡新温泉町諸寄(別図157のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図157のとおり |
| 諸寄(24)<br>(141010181) | 美方郡新温泉町諸寄(別図158のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図158のとおり |
| 諸寄(25)<br>(141010182) | 美方郡新温泉町諸寄(別図159のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図159のとおり |
| 芦屋(10)<br>(141010183) | 美方郡新温泉町芦屋(別図160のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図160のとおり |
| 芦屋(11)<br>(141010184) | 美方郡新温泉町芦屋(別図161のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図161のとおり |
| 浜坂(5)<br>(141010185)  | 美方郡新温泉町浜坂(別図162のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図162のとおり |
| 浜坂(6)<br>(141010186)  | 美方郡新温泉町浜坂(別図163のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図163のとおり |
| 浜坂(7)<br>(141010187)  | 美方郡新温泉町浜坂(別図164のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図164のとおり |
| 三谷(11)<br>(141010188) | 美方郡新温泉町三谷(別図165のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図165のとおり |
| 三谷(12)<br>(141010189) | 美方郡新温泉町三谷(別図166のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図166のとおり |
| 三谷(13)<br>(141010190) | 美方郡新温泉町三谷(別図167のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図167のとおり |
| 三谷(14)<br>(141010191) | 美方郡新温泉町三谷(別図168のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図168のとおり |
| 清富(6)<br>(141010192)  | 美方郡新温泉町清富(別図169のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図169のとおり |
| 清富(7)<br>(141010193)  | 美方郡新温泉町清富(別図170のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図170のとおり |
| 清富(8)<br>(141010194)  | 美方郡新温泉町清富(別図171のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図171のとおり |
| 清富(9)<br>(141010195)  | 美方郡新温泉町清富(別図172のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図172のとおり |
| 三谷(15)<br>(141010196) | 美方郡新温泉町三谷(別図173のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図173のとおり |
| 七釜(5)<br>(141010197)  | 美方郡新温泉町七釜(別図174のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図174のとおり |

|                       |                          |         |           |
|-----------------------|--------------------------|---------|-----------|
| 七釜(6)<br>(141010198)  | 美方郡新温泉町七釜(別図<br>175のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図175のとおり |
| 栃谷(2)<br>(141010199)  | 美方郡新温泉町栃谷(別図<br>176のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図176のとおり |
| 栃谷(3)<br>(141010200)  | 美方郡新温泉町栃谷(別図<br>177のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図177のとおり |
| 栃谷(4)<br>(141010201)  | 美方郡新温泉町栃谷(別図<br>178のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図178のとおり |
| 田井(8)<br>(141010202)  | 美方郡新温泉町田井(別図<br>179のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図179のとおり |
| 田井(9)<br>(141010203)  | 美方郡新温泉町田井(別図<br>180のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図180のとおり |
| 田井(10)<br>(141010204) | 美方郡新温泉町田井(別図<br>181のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図181のとおり |
| 七釜(7)<br>(141010205)  | 美方郡新温泉町七釜(別図<br>182のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図182のとおり |
| 七釜(8)<br>(141010206)  | 美方郡新温泉町七釜(別図<br>183のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図183のとおり |
| 栃谷(5)<br>(141010207)  | 美方郡新温泉町栃谷(別図<br>184のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図184のとおり |
| 栃谷(6)<br>(141010208)  | 美方郡新温泉町栃谷(別図<br>185のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図185のとおり |
| 栃谷(7)<br>(141010209)  | 美方郡新温泉町栃谷(別図<br>186のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図186のとおり |
| 栃谷(8)<br>(141010210)  | 美方郡新温泉町栃谷(別図<br>187のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図187のとおり |
| 古市(5)<br>(141010211)  | 美方郡新温泉町古市(別図<br>188のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図188のとおり |
| 対田(5)<br>(141010212)  | 美方郡新温泉町対田(別図<br>189のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図189のとおり |
| 対田(6)<br>(141010213)  | 美方郡新温泉町対田(別図<br>190のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図190のとおり |
| 田井(11)<br>(141010214) | 美方郡新温泉町田井(別図<br>191のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図191のとおり |
| 田井(12)<br>(141010215) | 美方郡新温泉町田井(別図<br>192のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図192のとおり |
| 田井(13)<br>(141010216) | 美方郡新温泉町田井(別図<br>193のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図193のとおり |

|                       |                          |         |           |
|-----------------------|--------------------------|---------|-----------|
| 田井(14)<br>(141010217) | 美方郡新温泉町田井(別図<br>194のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図194のとおり |
| 田井(15)<br>(141010218) | 美方郡新温泉町田井(別図<br>195のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図195のとおり |
| 対田(7)<br>(141010219)  | 美方郡新温泉町対田(別図<br>196のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図196のとおり |
| 対田(8)<br>(141010220)  | 美方郡新温泉町対田(別図<br>197のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図197のとおり |
| 対田(9)<br>(141010221)  | 美方郡新温泉町対田(別図<br>198のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図198のとおり |
| 用土(3)<br>(141010222)  | 美方郡新温泉町用土(別図<br>199のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図199のとおり |
| 用土(4)<br>(141010223)  | 美方郡新温泉町用土(別図<br>200のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図200のとおり |
| 用土(5)<br>(141010224)  | 美方郡新温泉町用土(別図<br>201のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図201のとおり |
| 対田(10)<br>(141010225) | 美方郡新温泉町対田(別図<br>202のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図202のとおり |
| 対田(11)<br>(141010226) | 美方郡新温泉町対田(別図<br>203のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図203のとおり |
| 対田(12)<br>(141010227) | 美方郡新温泉町対田(別図<br>204のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図204のとおり |
| 高末(6)<br>(141010228)  | 美方郡新温泉町高末(別図<br>205のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図205のとおり |
| 三尾(4)<br>(141010229)  | 美方郡新温泉町三尾(別図<br>206のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図206のとおり |
| 赤崎(11)<br>(141010231) | 美方郡新温泉町赤崎(別図<br>207のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図207のとおり |
| 和田(9)<br>(141010234)  | 美方郡新温泉町和田(別図<br>208のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図208のとおり |
| 和田(12)<br>(141010237) | 美方郡新温泉町和田(別図<br>209のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図209のとおり |
| 和田(13)<br>(141010238) | 美方郡新温泉町和田(別図<br>210のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図210のとおり |
| 和田(14)<br>(141010239) | 美方郡新温泉町和田(別図<br>211のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図211のとおり |
| 高末(7)<br>(141010240)  | 美方郡新温泉町高末(別図<br>212のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図212のとおり |

|                          |                       |         |           |
|--------------------------|-----------------------|---------|-----------|
| 辺地(3)<br>(141010242)     | 美方郡新温泉町辺地(別図213のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図213のとおり |
| 久谷(11)<br>(141010247)    | 美方郡新温泉町久谷(別図214のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図214のとおり |
| 辺地(4)<br>(141010248)     | 美方郡新温泉町辺地(別図215のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図215のとおり |
| 藤尾(6)<br>(141010249)     | 美方郡新温泉町藤尾(別図216のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図216のとおり |
| 藤尾(7)<br>(141010250)     | 美方郡新温泉町藤尾(別図217のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図217のとおり |
| 境(4)<br>(141010251)      | 美方郡新温泉町境(別図218のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図218のとおり |
| 境(5)<br>(141010252)      | 美方郡新温泉町境(別図219のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図219のとおり |
| 境(6)<br>(141010253)      | 美方郡新温泉町境(別図220のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図220のとおり |
| 境(7)<br>(141010254)      | 美方郡新温泉町境(別図221のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図221のとおり |
| 境(8)<br>(141010255)      | 美方郡新温泉町境(別図222のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図222のとおり |
| 久斗山(10)<br>(141010256)   | 美方郡新温泉町久斗山(別図223のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図223のとおり |
| 久斗山(11)<br>(141010257)   | 美方郡新温泉町久斗山(別図224のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図224のとおり |
| 久斗山(12)<br>(141010258)   | 美方郡新温泉町久斗山(別図225のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図225のとおり |
| 指杭(2) I-4<br>(141010266) | 美方郡新温泉町指杭(別図226のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図226のとおり |
| 居組川 I<br>(241010002)     | 美方郡新温泉町居組(別図227のとおり)  | 土石流     | 別図227のとおり |
| 京屋谷川 II<br>(241010003)   | 美方郡新温泉町諸寄(別図228のとおり)  | 土石流     | 別図228のとおり |
| 松堀川 I<br>(241010005)     | 美方郡新温泉町諸寄(別図229のとおり)  | 土石流     | 別図229のとおり |
| 諸寄北谷川 I<br>(241010008)   | 美方郡新温泉町芦屋(別図230のとおり)  | 土石流     | 別図230のとおり |
| 岸田川 II<br>(241010013)    | 美方郡新温泉町古市(別図231のとおり)  | 土石流     | 別図231のとおり |

|                        |                       |     |           |
|------------------------|-----------------------|-----|-----------|
| 田君谷川Ⅱ<br>(241010016)   | 美方郡新温泉町栃谷（別図232のとおり）  | 土石流 | 別図232のとおり |
| 下三成川Ⅰ<br>(241010017)   | 美方郡新温泉町栃谷（別図233のとおり）  | 土石流 | 別図233のとおり |
| 間谷川Ⅰ<br>(241010018)    | 美方郡新温泉町久斗山（別図234のとおり） | 土石流 | 別図234のとおり |
| 山谷川Ⅰ<br>(241010019)    | 美方郡新温泉町久斗山（別図235のとおり） | 土石流 | 別図235のとおり |
| 大味谷川Ⅱ<br>(241010023)   | 美方郡新温泉町境（別図236のとおり）   | 土石流 | 別図236のとおり |
| 正法庵川Ⅰ<br>(241010028)   | 美方郡新温泉町正法庵（別図237のとおり） | 土石流 | 別図237のとおり |
| 高末北谷川Ⅰ<br>(241010029)  | 美方郡新温泉町高末（別図238のとおり）  | 土石流 | 別図238のとおり |
| 久谷南谷川Ⅱ<br>(241010031)  | 美方郡新温泉町久谷（別図239のとおり）  | 土石流 | 別図239のとおり |
| 久谷北谷川Ⅰ<br>(241010032)  | 美方郡新温泉町久谷（別図240のとおり）  | 土石流 | 別図240のとおり |
| 下住川Ⅰ<br>(241010037)    | 美方郡新温泉町和田（別図241のとおり）  | 土石流 | 別図241のとおり |
| 和田北谷川Ⅱ<br>(241010039)  | 美方郡新温泉町和田（別図242のとおり）  | 土石流 | 別図242のとおり |
| 和田南谷川Ⅱ<br>(241010040)  | 美方郡新温泉町和田（別図243のとおり）  | 土石流 | 別図243のとおり |
| 奥村川Ⅰ<br>(241010042)    | 美方郡新温泉町対田（別図244のとおり）  | 土石流 | 別図244のとおり |
| 田井西川Ⅰ<br>(241010046)   | 美方郡新温泉町田井（別図245のとおり）  | 土石流 | 別図245のとおり |
| 三尾川Ⅰ(2)<br>(241010053) | 美方郡新温泉町三尾（別図246のとおり）  | 土石流 | 別図246のとおり |
| 釜屋(1)<br>(241010055)   | 美方郡新温泉町釜屋（別図247のとおり）  | 土石流 | 別図247のとおり |
| 栃谷(1)<br>(241010061)   | 美方郡新温泉町栃谷（別図248のとおり）  | 土石流 | 別図248のとおり |
| 栃谷(2)<br>(241010062)   | 美方郡新温泉町栃谷（別図249のとおり）  | 土石流 | 別図249のとおり |
| 高末(1)<br>(241010067)   | 美方郡新温泉町高末（別図250のとおり）  | 土石流 | 別図250のとおり |

|                       |                           |     |           |
|-----------------------|---------------------------|-----|-----------|
| 境<br>(241010070)      | 美方郡新温泉町境（別図251<br>のとおり）   | 土石流 | 別図251のとおり |
| 久斗山(4)<br>(241010074) | 美方郡新温泉町久斗山（別図<br>252のとおり） | 土石流 | 別図252のとおり |

（別図1から別図252までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 改正の案の閲覧期間  
令和元年10月2日（水）から同月16日（水）まで
- 3 改正の案の閲覧場所  
兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所及び新温泉町役場
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所河川砂防課  
〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522—4
  - (3) 提出期限  
令和元年10月16日（水）まで（当日消印有効）
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和元年12月16日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年9月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市中筋一丁目1136番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
高砂市中島1丁目6—10  
中務地所 代表者 中務真二郎
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成31年1月30日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1—30号（30高砂）



**入札公告**

次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年9月24日

契約担当者

兵庫県立障害者高等技術専門学院 学院長 竹村正弘

- 1 調達内容
  - (1) 調達物品及び数量  
ものづくり科訓練用パーソナルコンピュータシステム 1式  
総合実務科訓練用パーソナルコンピュータシステム 1式
  - (2) 調達物品の特質等  
購入物品の性能等に関しては、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
  - (3) 納入期限



令和2年3月27日（金）

(4) 納入場所

兵庫県立障害者高等技術専門学院 神戸市西区曙町1070

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒651-2134 神戸市西区曙町1070

兵庫県立障害者高等技術専門学院総務課

電話 (078) 927-3230 F A X (078) 928-5512

- (2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和元年9月24日（火）から同年11月8日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 申込書の受付期間

上記(2)に同じ

- (4) 入札・開札の日時及び場所

令和元年11月22日（金）午前10時 兵庫県立障害者高等技術専門学院 大教室

- (5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和元年11月21日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和元年11月21日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。なお、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第84条第1項第3号の規定に該当する場合（過去の契約実績の届出による）は、入札保証金を免除する場合がある。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。なお、財務規則第100条第1項ただし書の規定に該当する場合は、

契約保証金を免除する場合がある。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日までであること。

なお、財務規則第98条第1項の規定により前記3(4)の日（令和元年11月22日（金））の開札を通じて契約の相手方を決定した後7日以内に契約書作成を通じて（以下(6)参照）契約を締結する（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項）こととされていること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 入札手続等主要日程表

| 手 続               | 期間・期日（注1）                  | 場所・方法・その他                                         |
|-------------------|----------------------------|---------------------------------------------------|
| 入札公告の閲覧           | 令和元年9月24日（火）から同年11月8日（金）まで | 兵庫県立障害者高等技術専門学院内に掲示。兵庫県公報に掲示。<br>兵庫県ホームページに掲示（注3） |
| 要件定義書・仕様書の閲覧      | 令和元年9月24日（火）から同年11月8日（金）まで | 兵庫県立障害者高等技術専門学院内に掲示。<br>兵庫県ホームページに掲示（注3）          |
| 入札説明書、提出書類の様式等の閲覧 | 令和元年9月24日（火）から同年11月8日（金）まで | 兵庫県立障害者高等技術専門学院内に掲示。<br>兵庫県ホームページに掲示（注3）          |

|                               |                                |                                                 |
|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------------------|
| 兵庫県物品関係入札参加資格者名簿への新規登録        | 令和元年10月10日（木）まで                | 追加登録手続（電子申請と添付書類の郵送）による。（注4）                    |
| 入札参加申込                        | 令和元年9月24日（火）から同年11月8日（金）午後4時まで | 兵庫県立障害者高等技術専門学院事務室窓口へ持参又は送付（注5）                 |
| 入札参加資格の確認                     | 令和元年11月15日（金）までに申込者に通知する。      | 申込者へ文書で通知                                       |
| 入札保証金納付                       | 令和元年11月21日（木）正午までに兵庫県公金機関にて納付  | 「納付書発行依頼書」は令和元年11月13日（水）までに学院に到着するよう発送すること。     |
| 入札保証金免除のための「過去の契約実績に関する申出書」提出 | 令和元年11月8日（金）午後5時までに学院に必着のこと。   | 入札保証金免除決定通知書により回答（通知書発送時にFAX又は電子メールにて併せて学院より通知） |
| 質問書の受付                        | 令和元年9月24日（火）から同年11月8日（金）午後4時まで | 兵庫県立障害者高等技術専門学院へ持参、郵送、FAX又は電子メールで送付             |
| 仕様確認受付                        | 令和元年9月24日（火）から同年11月8日（金）午後4時まで | 兵庫県立障害者高等技術専門学院へ持参、郵送、FAX又は電子メールで送付             |
| 入札及び開札                        | 令和元年11月22日（金）午前10時             | 兵庫県立障害者高等技術専門学院大教室直接入札（注5）                      |

（注1）上記の期間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

（注2）持参等来校の場合は、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

（注3）URLは、[https://web.pref.hyogo.lg.jp/bid/bid\\_opn\\_01.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/bid/bid_opn_01.html)

（兵庫県ホームページ>県政情報・統計>入札・公売情報>入札公告>物品）

（注4）新規登録希望者で入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める者にあつては、令和元年11月7日（木）午後4時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて、兵庫県出納局管理課へ持参し、入札参加資格の随時審査を受けることも可能であるが、新規登録希望者の負担を軽減する上でも上表の「追加登録」手続に間に合うように早めに対応願いたいこと。

（注5）普通郵便による郵送、FAX又は電子メールによる送付（送信）については、送付（送信）と併せて電話連絡により送付（送信）した旨を学院に連絡して学院が受信（受領）した旨を確認し、受信（受領）した学院所属職員の氏名を確認し、その日時とともに記録しておくこと。

（注6）入札書の提出を郵送（書留又は簡易書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による場合は、入札説明書に示すとおり、必要書類を所定の封筒に入れて密封し、その封皮に「入札書」と記載の上、必要に応じて初度入札分と再入札分の各入札書を区分するなどにより、令和元年11月21日（木）午後5時までに必着のこと。

郵便事故による不到達を回避する上でも、上記（注4）による確認を併用するなど入札参加者において入念な手続を踏まれない。

収用委員会告示

兵庫県収用委員会告示第4号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。  
令和元年9月24日

兵庫県収用委員会  
会長 山田 誠 一

1 起業者の名称

尼崎市

2 事業の種類及び名称

阪神間都市計画道路事業3.4.614号園田豊中線

3 裁決手続の開始を決定した年月日

令和元年9月9日

4 裁決手続の開始を決定した土地の所在等

| 裁決手続の開始を決定した土地 |        |    |            |            |            |                                                                                                            |                                           | 土地所有者 |                 |     | 土地に関して権利を有する関係人 |                 |     |
|----------------|--------|----|------------|------------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-------|-----------------|-----|-----------------|-----------------|-----|
| 所在             | 地番     | 地目 | 公簿地積       | 実測地積       | 収用に係る面積    | 氏名                                                                                                         | 住所                                        | 氏名    | 住所              | 種類  | 氏名              | 住所              | 種類  |
| 尼崎市東園田町5丁目     | 144番8  | 宅地 | 7.86<br>㎡  | 18.78<br>㎡ | 18.78<br>㎡ | 赤松 幸一<br>(特分4分の1)<br>池上 友紀子<br>(特分4分の2)<br>ただし、土地登記簿上の表示<br>林 友紀子<br>兵庫県尼崎市東園田町六丁目<br>83番地の1 東園田ストークハイツ102 | 尼崎市下坂部1丁目2番2号<br>大阪市淀川区三津屋北1丁目36番10-1324号 | 大北 好男 | 尼崎市東園田町9丁目5番地の5 | 借地権 | 大北 好男           | 尼崎市東園田町9丁目5番地の5 | 借地権 |
| 尼崎市東園田町5丁目     | 144番12 | 宅地 | 24.19<br>㎡ | 33.02<br>㎡ | 33.02<br>㎡ | 山本 敦子<br>(特分4分の1)<br>ただし、土地登記簿上の表示<br>浦崎 敦子<br>尼崎市東園田町3丁目45番地の42<br>尼崎市東園田町七丁目11番地の30                      | 芦屋市東芦屋町1番5号                               | 大北 好男 | 尼崎市東園田町9丁目5番地の5 | 借地権 | 大北 好男           | 尼崎市東園田町9丁目5番地の5 | 借地権 |